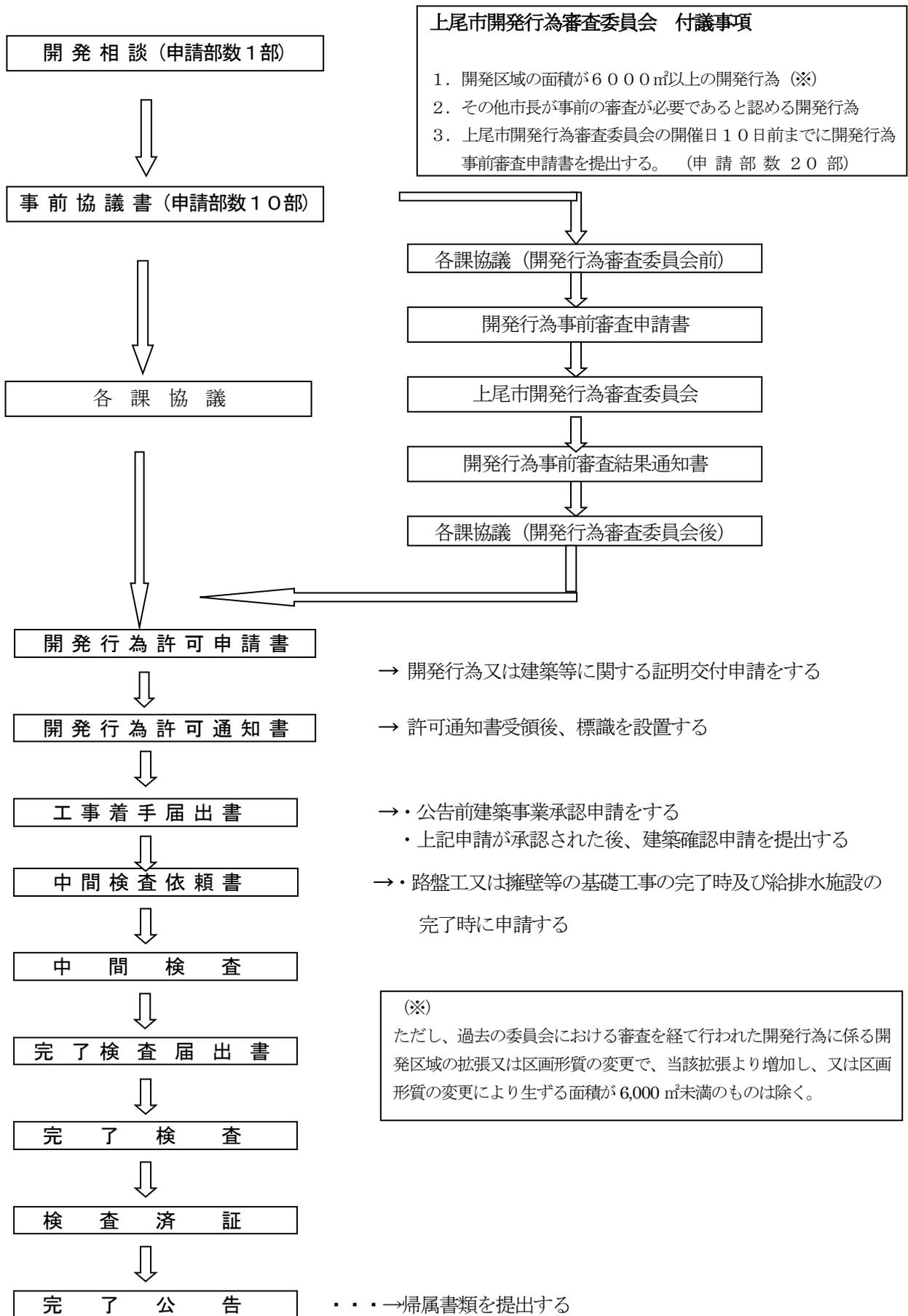


IV 開発許可申請の手続き 及び標準処理期間

- | | | |
|---|----------------|---------|
| 1 | 開発許可申請の手続きフロー | (P 138) |
| 2 | 関係部署一覧 | (P 139) |
| 3 | 消防用水利施設設置届出の流れ | (P 140) |
| 4 | 標準処理期間 | (P 141) |

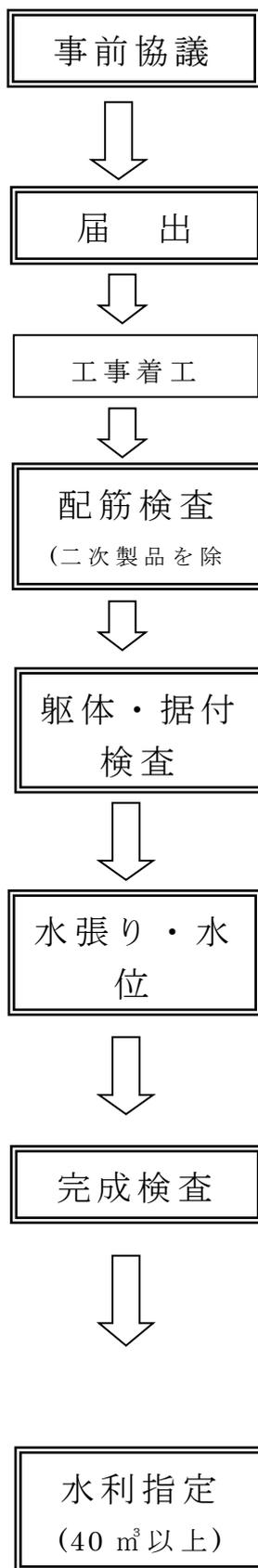
1 開発許可申請の手続きフロー



2 関係部署一覧

所 管 事 項	担 当 課	窓 口 ・ 電 話
開発総合窓口 (開発相談・申請受付) ワンルームマンション	都市計画課	本庁舎 6階 775-8194
地区計画・用途地域・景観	都市計画課	本庁舎 6階 775-7629
道路に関する申請・管理 (相談・査定・占用等) 雨水排水	建設管理課	本庁舎 6階 775-8597
道路の構造・工事	道路河川課	本庁舎 6階 775-9049
污水排水	上下水道部業務課、下水道施設課(下水道区域外は建設管理課)	上下水道部庁舎 業務課 775-9302 下水道施設課 775-9372
公園・緑地	みどり公園課	本庁舎 6階 775-8129
交通安全施設 (標識・道路照明灯等)	交通防犯課	本庁舎 4階 775-5138
ごみ処理・集積所	西貝塚環境センター	環境センター 781-9141
公害・自然保護・土壌浄化 電波障害	生活環境課	本庁舎 5階 775-6940
通学区等	教育委員会学務課	本庁舎 7階 775-9604
埋蔵文化財	教育委員会生涯学習課	本庁舎 7階 775-9496
消防水利	消防本部警防課	消防本部 775-1312
消防用設備・危険物	消防本部予防課	消防本部 775-1314
農業振興地域	農政課	本庁舎 5階 775-7384
農地転用	農業委員会	本庁舎 5階 775-9694
区画整理事業区域	市街地整備課 各区画整理組合事務所	本庁舎 6階 775-7913
小売業店舗	商工課	プラザ 22 内 777-4431
給水・水道	上下水道部業務課	上下水道部庁舎 775-5161
建築確認申請・中高層建築物(近隣説明)・建設リサイクル・福祉のまちづくり 道路位置指定	建築安全課	本庁舎 6階 775-8490
県道の境界・占用等	北本県土整備事務所 総務管理部管理担当	048-540-8200
国道の境界・占用等	大宮国道事務所管理第一課	048-669-1207

3 消防用水利施設設置の流れ



「上尾市消防水利施設等に関する設置基準」による消防水利施設の設置については、上尾市都市計画課に開発行為許可申請書等を提出する前までに上尾市消防本部警防課と事前に協議してください。

消防水利施設設置届出書に関係書類を添えて、工事着工(建物と一体となる消防水利施設については建築物の工事着手をいう。)の概ね2週間前までに、上尾市消防本部警防課へ提出してください。

届出部数 2部(正・副)

防火水槽は、工事の工程ごとに配筋検査(二次製品を除く)を実施しますので、検査希望日より概ね1週間前までに、電話等で上尾市消防本部警防課へお申し込みください。

防火水槽等の躯体及び据付(二次製品)検査は、検査希望日より概ね1週間前までに電話等で上尾市消防本部警防課へお申し込みください。

なお、検査員から指摘された場合には改修をお願いします。

躯体又は据付検査後、防火水槽に給水をしていただき、満水になった日を上尾市消防本部警防課まで連絡をお願いします。満水になった日から概ね1週間後に上尾市消防本部警防課で水位確認を実施いたします。

なお、給水後に減水等の異常がある場合には、改修をお願いします。

検査希望日より概ね1週間前までに電話等で上尾市消防本部警防課へお申し込みください。届出のとおり施工されていれば、届出書の1部に検査済印を押印してお返しいたします。

なお、この検査済印を押印した届出書をコピーして上尾市都市計画課へ1部提出してください。

防火水槽の容量が40 m³以上の場合は、消防法第21条に基づき指定消防水利として別途指定手続を行う場合もありますので、ご協力をお願いします。

お問合せ先

上尾市消防本部警防課 電話 048-775-1312

FAX 048-775-2230

4 標準処理期間

申請に関する処分（許可など）に要する期間については、行政手続法第6条に規定されています。

1 上尾市では、標準処理期間を次のとおり定めています。

処 分	法 令 条 文	標準処理期間
開発行為の許可	法第29条	50日
工事完了前の建築制限等の解除	法第37条	11日
開発許可を受けた開発行為の変更許可	法第35条の2第1項	50日
開発許可を受けた土地における予定建築物等の変更許可	法第42条第1項	18日
開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可	法第43条第1項	18日
許可に基づく地位の承継	法第45条	14日

2 次のような期間は処理期間に算入されませんのでご注意ください。

- (1) 申請を補正するために要する期間
- (2) 関係部署の執務が行われない日（土曜日、日曜日、年末年始、祝祭日等）
- (3) 申請者が申請の途中で、申請内容を変更するための期間
- (4) 特別の事情により、審査のために資料を追加するための期間